

## 卸売市場法改正に伴う京都市中央卸売市場業務条例の一部改正について

## 1 条例改正の趣旨

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食品等持続的供給法。以下「食料システム法」という。）の一部改正に伴い、食品等の取引の適正化を目的として、卸売市場法の一部が改正され、卸売市場の認定要件が追加されたことから、新たな規定を定めることとなった。

## 2 条例改正の概要

卸売市場法の一部改正により、卸売市場の認定要件が追加されたことに伴い、引き続き卸売市場の認定を受けるため、以下の事項を公表すべき指標等として、新たに定める。

## 【開設者による食料システム法に係る公表】

- (1) 本市場で取り扱う「指定飲食料品等<sup>※1</sup>」の品目
- (2) 本市場で取り扱う「指定飲食料品等」のコスト指標<sup>※2</sup>
- (3) 食料システム法に掲げる食品等事業者の努力義務の内容

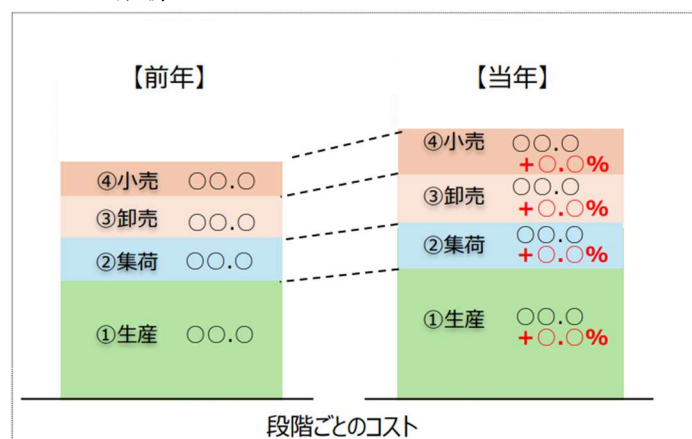
ア 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に応じること。

イ 商習慣の見直し等、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合、必要な検討及び協力を行うこと。

※1 食料システム法施行規則で、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳を指定

※2 コスト指標は国が認定した団体が作成

## コスト指標のイメージ



## 3 改定時期

令和8年4月1日

## 4 その他

業務条例の改正案を2月市会に上程中